

第157回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

平成26年11月14日（金曜日） 午後2時30分から午後4時00分まで

2 会場

武蔵野市役所 411会議室

3 出席者

- (1) 委員 4人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課課長、同課課長補佐、同課主任
- (4) 傍聴者 0人

4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第6条第1項の規定による）

5 議題

- (1) 同意議案 議案第6号 法第44条第1項第2号による許可の同意
（道路内建築物の許可）
- (2) 同意議案 議案第7号 法第44条第1項第2号による許可の同意
（道路内建築物の許可）
- (3) 同意議案 議案第8号 法第44条第1項第2号による許可の同意
（道路内建築物の許可）
- (4) 26武建審請第1号審査請求事件の提起について

6 議事

【議案第6号について】

（委員） 関東バスなので車両の前から乗って、真ん中あたりから降りると思うが、今回延ばした図面の赤色の出っ張った部分から乗って、降りる部分というのはどのあたりになるのか。

（特定行政庁） 降りるのは図面の橙色の部分になる。既存の標識を撤去する場所のすぐ脇あたりになる。

（委員） 既存のものはどうしてこのようになったのか。

（特定行政庁） 両側に並木のイチョウがあるために、ここにしか造れなかったという経緯はあるが、乗る人しかいないと

きは、既存部分に頭をつけて乗ってもらっていた。また、乗る人がいなくて降りる人のみというときは、後ろの扉が上屋につくようにしていた。

(委員) 最初からそうなることはわかっていたのか。

(特定行政庁) そう思われる。

(委員) 歩道の通行には支障ないと思われるが、歩道の2分の1を超えないという基準の意味について、どうして今回これを超えても支障がないと判断したというところで、また似たような案件が出てきたときに、どのように判断するのか疑問に思う。ここで言う幅員というのは、植栽がある中でどのように考えるのか。これで問題が起こることはないだろうが、市として同じような案件が出たときに、どのように考えるのか。

(特定行政庁) ただ基準に当てはめただけでは、合わないところが出てくる。路上協議会において消防、警察及び道路管理者との協議では意見は出ていないが、もとの基準が道路構造令ということで、ケースバイケースにはなるが、交通量の多いところ、樹木などを加味して判断していく。

(委員) 個別に応じて判断せざるを得ないということか。

(特定行政庁) はい。基準から外れたものについては、個別に対応する。

(委員) 「あそこが前例に」ということにはなるようなことはないか。

(特定行政庁) はい。

(委員) 本来、幅員5メートルの歩道になる予定のところ、今後の見通しはあるのか。

(特定行政庁) 本件南側の部分までは事業完了となっているが、この部分については見通しはたっていない。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

【議案第7号及び第8号について】

※議案第7号及び第8号については、申請地が隣り合った案件であるため、同時に審議を行った。

(委員) 特に問題があるとは思わないが、議案第8号のチェックリストの柱のところ、全く問題がないと書いて

あるが、複雑な形になっているので、もう少し丁寧に書かれた方が良くと思う。それと、広告物の表示とはどういう意味であったか。東京都などでも同じ基準になるのか。

(特定行政庁) 東京都も基本は同じ基準。最近では広告物を設置することによって、バス会社が広告料を得て管理費を賄うということで、広告物を掲示したバス停は、都内のみならず全国的にも広がっている。市でも以前に提案を受けたことはあったが、市としては認めない方針としている。最近では東京都でもガラス面のきれいなバス停などがあるなど、視界の邪魔にならないという条件のもと、広告物を掲示するというのが進んでいるが、武蔵野市のほか、多摩地域ではあまり進んではない。

(委員) スイングビルの足元の空地は、公開空地等の特別な位置付けがあるものなのか。それとも単に建築計画上こうなったというものなのか。

(特定行政庁) 高度利用地区ということで、再開発事業に伴って容積をあげているため、それに合わせて空地を求めているものと思われる。

(委員) 高度利用地区による有効な空地の確保のためのもので、公開性が要求され、何かが建つということではないという理解で良いか。

(特定行政庁) はい。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

【26武建審請第1号審査請求事件の提起について】

※小石原敏夫委員は本件経過において業務上関わりある立場であったことから審査請求の審議に加わらず、退席。

26 武建審請第1号審査請求事件について、事務局より事務手続に係る経過説明を行った。

平成26年10月22日付審査請求書受理、審査請求書に不備があったため審査請求人に対し補正命令を行った。11月10日付審査請求書補正申立書による補正があり、その後特定行政庁に対し審査請求書の送付及び弁明書提出を求めた。

また、現時点での今後のスケジュールの確認を行った。

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委 員 伊藤 達也

同 委 員 小石原 敏夫(※)

同 委 員 吉川 徹

※小石原敏夫委員においては、同意議案第6号、第7号及び第8号のみ認める。